

国立大学法人山口大学の「国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況」 の確認に関する対応方針

1.目的

国立大学法人山口大学は、平成 16 年度の国立大学法人化によるメリットを活かして、自主的・自律的・戦略的に様々な大学改革に果敢に取り組んできました。今後は更に、本ガバナンス・コードを基本原則として、本法人の特性や強み等を踏まえた取り組みを実施し、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮するための経営機能を高め、自ら強靱なガバナンス体制を構築していきます。

そのために、「国立大学法人山口大学の『国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況』の確認に関する対応方針」を定め、毎年度本法人の適合状況について確認及び公表して、一層経営の透明性を向上させ社会への説明責任を果たし、社会の皆様からの信頼と理解を得続けられるように努めます。

2.確認に関する観点

次の観点により、本法人の国立大学ガバナンス・コードへの適合状況について毎年度の確認を行います。

- ① 本法人の制度や仕組みが形骸化していないか自主的・自律的に確認を行い、必要に応じて制度等の見直しを行います。
- ② 毎年度基準日現在の本学の適合状況について、経営協議会及び監事に確認と意見を求め、経営協議会及び監事からの意見は、本法人の運営に反映します。
- ③ エクスプレインする際には、改善の方法及び期限を明確にして対応します。
- ④ 対応状況については、本法人の多様な関係者に対して、丁寧でわかりやすい公表を行います。

3.確認の基準日

毎年度 9 月 1 日

4.公表の方法

毎年度、基準日時点のガバナンスの状況により、「国立大学法人ガバナンス・コードへの本学の適合状況等にかかる報告書」を作成し、原則 10 月末までに本学のホームページに掲載します。また、本学のガバナンス体制等を見直した場合には、速やかに報告書に反映し、ホームページに掲載します。